

東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会 御中

上 申 書

平成24年5月29日  
吉田昌郎

- 1 私こと吉田昌郎は、平成23年7月22日から同年11月6日までの間、貴委員会から、東京電力福島原子力発電所における事故等に関する聴取を受けました。
- 2 去る平成24年6月15日、国会の東京電力福島原子力発電所事故調査委員会（以下「国会事故調」といいます。）の委員が、私が入院中の病室に来訪され、同委員の要請に基づき、貴委員会が作成した私からの聴取内容に関する資料に関し、国会事故調が予め作成・準備していた「国会事故調に開示してもらうことに異議はない。」旨の貴委員会宛て文書に署名をしました。

このとき、私は、同委員から、同年6月にヒアリングに出席してもらいたい旨の要請を受け、私の病状からして不可能であると伝えたところ、ヒアリングに出席するか、これが不可能であれば、貴委員会が作成した私からの聴取内容に関する資料の開示に異議を差し挟まないことを表明して欲しいと求められました。その際、同委員からは、まず、国会事故調が予め作成・準備していた、私が貴委員会に開示を希望する旨の文書を提示されてその文書に署名するように言われ、私の真意ではないことを伝えると、さらに、予め作成・準備していたもう一通の文書、つまり、貴委員会宛ての上記文書を提示されて、これに署名をした経緯があります。

もっとも、私は、貴委員会宛ての上記文書に署名をしたもの、貴委員会による聴取は二十数時間に及んでいたため、私が、いつ、どのような表現で何を話したのかも正確に覚えていない状況でした。

- 3 その後、私は、貴委員会が作成した私からの聴取内容に関するすべての聴取結果報告書、具体的には、

平成23年8月14日付け聴取結果書1通

同月16日付け聴取結果書3通

同年10月16日付け聴取結果書1通

同年11月25日付け聴取結果書1通

同月30日付け聴取結果書1通

の合計7通の文書について、その内容を確認しましたが、貴委員会が、これらの聴取結果報告書合計7通及びその聴取内容が記録された録音媒体（以下「本件資料」といいます。）を国会事故調に開示することについて異議はございません。

ただし、貴委員会が本件資料を国会事故調に開示することについて、私は、国会事故調が内部で調査のために用いる限りにおいて承諾するものであり、本件資料が、国会事故調から第三者に向けて公表されることを望みません。この点、国

会事故調から貴委員会宛の平成24年5月24日付け「貴委員会からの照会について（回答）」の第2項記載の内容については、国会事故調が確実に順守していくことを強く望みます。

それのみならず、本件資料が第三者に漏えいすることのないように、国会事故調において厳格な管理をしていただくとともに、国会事故調による調査終了後、国会事故調から貴委員会に開示資料を返却していただけるように取り計らっていただきことを希望いたします。

4. また、これらの聴取結果書合計7通の中には、私が貴委員会から聴取を受けた際に他人に対する私の評価、感情、感想を率直に述べた部分があります。これらは、私の事故当時の判断、認識を述べたものではなく、貴委員会からの聴取を受けた際の私の感情や感想を率直に表現したものであり、聴取時の私の心理状態や聴取の雰囲気、聴取に当たった担当官との関係、前後の文脈等をきちんとふまえていただかなくては誤解を生んでしまうと危惧しております。

さらに、私が貴委員会からの聴取を受けた際、自分の記憶に基づいて率直に事実関係を申し上げましたが、時間の経過に伴う記憶の薄れ、様々な事象に立て続けに対処せざるを得なかつたことによる記憶の混同等によって、事実を誤認してお話している部分もあるのではないかと思います。そのため、私が貴委員会に対して申し上げたお話の内容のすべてが、あたかも事実であったかのようにして一人歩きしないだろうか、他の資料やお話をきちんと照らし合わせた上で取り扱っていた懸念であろうかといった危惧も抱いております。

したがいまして、これらの私の危惧を払しょくしていただけるよう、国会事故調が報告書としてまとめられる際にも格別の配慮をしていただきたいと思っております。

また、本件資料のうち、私に対する聴取内容が録音された電磁的記録については、ひとたび第三者に漏えいしてしまえば、その影響は極めて大きく、私が抱いている危惧も現実のものとなりかねないため、国会事故調において、そのような事態にならないように特に厳格な管理を希望します。

もちろん、国会事故調が、私が貴委員会にお話しした内容を報告書に引用される場合には、国会事故調から貴委員会宛の平成24年5月24日付け「貴委員会からの照会について（回答）」の第2項記載のとおり、予め私の同意を確実に得ていただくことを望みます。

5. 以上のとおり、相違ありません。

なお、この上申書については、貴委員会から国会事故調にお示しいただいて結構ですし、必要であれば、この上申書に記載した内容を直接国会事故調にご説明することもやぶさかではありません。

